

# 令和5年度戸田市多子世帯保育料軽減事業

第3子（0～2歳児）以降のお子さんの保育料を無料にします。  
なお、上のお子さんの年齢は問いません。



- 1 事業概要 保育料の免除（延長保育料は対象外）
- 2 対象児童 3人以上の子どもが同居している世帯で、第3子（0歳児～2歳児）以降の子ども（ 1 ）が保育所等（ 2 ）を利用している場合です。なお、別居でも送り等により生計を一にしていると認められる場合は、対象世帯とみなすことができます。  
ただし、国の制度（平成29年度からの制度改正も含む）で、第3子以降が無料の場合は、今回の事業で変更はないため、減免申請の必要はありません。
- 3 対象期間 令和5年4月分の保育料から（年度ごとの申請が必要です。）
- 4 手続等 令和5年4月時点で、0歳から2歳クラスに在園している第3子以降のお子様の保護者の方へ、保育料の減免申請書等を令和5年4月頃に送付いたします。  
なお、対象児童の兄弟姉妹が転出・転居されている世帯については、入所申込書類では、本事業の対象となるか確認できない場合がありますので、お手数をお掛けしますが、保育幼稚園課までご連絡ください。
- 5 申請期限 令和5年4月10日（月）  
（申請期限以降でも、家族構成等の変更で、対象児童となった場合は、保育幼稚園課までご連絡ください。）
- 6 還付方法 令和5年4月に遡り、保育料を免除しますので、保育料を納入された分については、保育料を還付いたします。また、小規模保育事業所等に在園されている児童については、施設から還付されます。

1 「第3子（0歳児～2歳児）以降の子ども」...令和5年4月1日時点の年齢です。ただし、年度途中で保育所等に入所された場合については、入所時点で3歳になっていると本事業の対象となりません。

2 「保育所等」...認可保育所、地域型保育事業（小規模保育事業所等）